

岩手県告示第268号

平成25年3月26日県議会の議決を経た平成25年度岩手県一般会計予算、平成25年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算、平成25年度岩手県農業改良資金等特別会計予算、平成25年度岩手県県有林事業特別会計予算、平成25年度岩手県林業改善資金特別会計予算、平成25年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算、平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算、平成25年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算、平成25年度岩手県公債管理特別会計予算、平成25年度岩手県証紙収入整理特別会計予算、平成25年度岩手県流域下水道事業特別会計予算、平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計予算、平成25年度岩手県立病院等事業会計予算、平成25年度岩手県電気事業会計予算及び平成25年度岩手県工業用水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成25年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

# 平成 25 年度岩手県一般会計予算

平成 25 年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,151,702,367 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 110,009,000
	1 県 民 税	38,657,000
	2 事 業 税	17,734,000
	3 地 方 消 費 税	12,348,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,229,000
	5 県 た ば こ 税	1,655,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	306,000
	7 自 動 車 取 得 税	2,474,000
	8 軽 油 引 取 税	17,171,000
	9 自 動 車 税	17,300,000
	10 鉱 区 税	18,000
	11 狩 猟 税	33,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	82,000
13 旧 法 に よ る 税	2,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		25,660,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	25,660,000

<b>3 地 方 讓 与 税</b>		21,403,000
	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	17,184,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	3,972,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	239,000
	4 地 方 道 路 讓 与 税	1,000
	5 航 空 機 燃 料 讓 与 税	7,000
<b>4 地 方 特 例 交 付 金</b>		281,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	281,000
<b>5 地 方 交 付 税</b>		293,237,679
	1 地 方 交 付 税	293,237,679
<b>6 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金</b>		510,569
	1 交 通 安 全 对 策 特 別 交 付 金	510,569
<b>7 分 担 金 及 び 負 担 金</b>		3,525,603
	1 分 担 金	533,099
	2 負 担 金	2,992,504
<b>8 使 用 料 及 び 手 数 料</b>		4,548,591
	1 使 用 料	2,428,624
	2 手 数 料	2,119,967
<b>9 国 庫 支 出 金</b>		212,984,761

	1 国 庫 負 担 金	134,094,061
	2 国 庫 補 助 金	75,514,058
	3 委 託 金	3,376,642
<b>10 財 産 収 入</b>		<b>815,424</b>
	1 財 産 運 用 収 入	307,565
	2 財 産 売 払 収 入	507,859
<b>11 寄 附 金</b>		<b>99,915</b>
	1 寄 附 金	99,915
<b>12 繰 入 金</b>		<b>118,661,232</b>
	1 特 別 会 計 繰 入 金	298,315
	2 基 金 繰 入 金	118,362,917
<b>13 繰 越 金</b>		<b>1</b>
	1 繰 越 金	1
<b>14 諸 収 入</b>		<b>277,715,426</b>
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	221,380
	2 預 金 利 子	155,656
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	13,468,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	126,628,035
	5 受 託 事 業 収 入	129,468,679

	6 収 益 事 業 収 入	3,638,282
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	5,668
	8 雑 入	4,129,726
<b>15 県 債</b>		82,250,166
	1 県 債	82,250,166
<b>歳 入 合 計</b>		<b>1,151,702,367</b>

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,383,161
	1 議 会 費	1,383,161
2 総 務 費		27,426,842
	1 総 務 管 理 費	10,356,006
	2 企 画 費	1,391,058
	3 徴 税 費	5,303,155
	4 地 域 振 興 費	7,135,878
	5 選 挙 費	1,025,118
	6 防 災 費	760,603
	7 統 計 調 査 費	477,989
	8 人 事 委 員 会 費	176,286
	9 監 査 委 員 費	243,238
10 国 体 ・ 障 が い 者 ス ポ ー ツ 大 会 費	557,511	
3 民 生 費		91,132,276
	1 社 会 福 祉 費	63,505,734
	2 県 民 生 活 費	427,031
3 児 童 福 祉 費	15,392,533	

	4 生 活 保 護 費	4,084,400
	5 災 害 救 助 費	7,722,578
<b>4 衛 生 費</b>		<b>186,518,804</b>
	1 公 衆 衛 生 費	6,440,231
	2 環 境 衛 生 費	169,408,069
	3 保 健 所 費	1,286,519
	4 医 藥 費	9,383,985
<b>5 勞 働 費</b>		<b>24,363,155</b>
	1 勞 政 費	22,372,573
	2 職 業 訓 練 費	1,871,287
	3 勞 働 委 員 会 費	119,295
<b>6 農 林 水 産 業 費</b>		<b>78,060,821</b>
	1 農 業 費	15,816,069
	2 畜 産 業 費	10,868,238
	3 農 地 費	21,474,792
	4 林 業 費	16,441,280
	5 水 産 業 費	13,460,442
<b>7 商 工 費</b>		<b>131,016,400</b>
	1 商 工 業 費	130,463,711



	2 観 光 費	552,689
<b>8 土 木 費</b>		<b>116,010,605</b>
	1 土 木 管 理 費	7,140,479
	2 道 路 橋 り よ う 費	58,868,986
	3 河 川 海 岸 費	18,318,961
	4 港 湾 費	7,590,582
	5 都 市 計 画 費	2,124,755
	6 住 宅 費	21,966,842
<b>9 警 察 費</b>		<b>26,862,060</b>
	1 警 察 管 理 費	24,824,289
	2 警 察 活 動 費	2,037,771
<b>10 教 育 費</b>		<b>145,711,176</b>
	1 教 育 総 務 費	15,254,166
	2 小 学 校 費	46,379,438
	3 中 学 校 費	28,393,937
	4 高 等 学 校 費	29,364,085
	5 特 別 支 援 学 校 費	10,422,966
	6 社 会 教 育 費	3,502,380
	7 保 健 体 育 費	1,501,005

	8 大 学 费	3,900,467
	9 私 立 学 校 费	6,992,732
<b>11 灾 害 复 旧 费</b>		<b>137,623,101</b>
	1 庁 舍 等 施 设 灾 害 复 旧 费	1,173,578
	2 铁 道 施 设 灾 害 复 旧 费	1,350,000
	3 保 健 福 祉 施 设 灾 害 复 旧 费	2,116,178
	4 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	76,718,467
	5 商 工 劳 働 観 光 施 设 灾 害 复 旧 费	7,960,328
	6 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	47,174,868
	7 教 育 施 设 灾 害 复 旧 费	1,129,682
<b>12 公 债 费</b>		<b>127,324,430</b>
	1 公 债 费	127,324,430
<b>13 诸 支 出 金</b>		<b>57,969,536</b>
	1 公 营 企 业 贷 付 金	10,300,000
	2 公 营 企 业 出 资 金	2,578
	3 公 营 企 业 负 担 金	20,391,736
	4 地 方 消 费 税 清 算 金	12,184,706
	5 利 子 割 交 付 金	223,643
	6 配 当 割 交 付 金	112,262

	7 株式等譲渡所得割交付金	21,057
	8 地方消費税交付金	12,889,948
	9 ゴルフ場利用税交付金	214,503
	10 特別地方消費税交付金	182
	11 自動車取得税交付金	1,628,473
	12 利子割精算金	448
<b>14 予備費</b>		<b>300,000</b>
	1 予備費	300,000
<b>歳出合計</b>		<b>1,151,702,367</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 消防救急無線デジタル化整備事業	平成25年度から平成26年度まで	268,000千円
2 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成25年度から平成41年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
3 岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成25年度から平成36年度まで	損失補償総額2,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
4 財団法人いわて産業振興センターが貸与した設備に係る被貸与者からの償還金の納入がない場合の不足額の損失補償	平成25年度から平成33年度まで	552,000千円
5 岩手県信用保証協会が行う中小企業東日本大震災復興資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成25年度から平成41年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の4パーセント以内に相当する額以内
6 中小企業東日本大震災復興資金の融通に伴う保証料補給	平成25年度から平成35年度まで	融資総額30,000,000千円を限度とし、年0.8パーセント以内の割合で計算した額
7 離職者等再就職訓練事業	平成25年度から平成26年度まで	26,775千円
8 社団法人全国農地保有合理化協会が社団法人岩手県農業公社に融通した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成25年度から平成35年度まで	融資総額156,000千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
9 農業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成25年度から平成45年度まで	融資総額1,500,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
10 中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	平成25年度から平成50年度まで	融資総額12,000千円を限度とし、年2.05パーセント以内の割合で計算した額

11	農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	平成25年度から平成43年度まで	融資総額2,000,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
12	農業経営安定緊急支援資金の融通に伴う利子補給	平成25年度から平成35年度まで	融資総額500,000千円を限度とし、年0.5パーセント以内の割合で計算した額
13	土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	平成25年度から平成36年度まで	融資総額254,830千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額
14	水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	平成25年度から平成28年度まで	融資総額21,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
15	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成25年度から平成48年度まで	融資総額371,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
16	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	平成25年度から平成43年度まで	融資総額600,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
17	東日本大震災漁業経営復興特別資金の融通に伴う利子補給	平成25年度から平成35年度まで	融資総額400,000千円を限度とし、年0.5パーセント以内の割合で計算した額
18	かんがい排水事業	平成25年度から平成26年度まで	100,000千円
19	畑地帯総合整備事業	平成25年度から平成26年度まで	50,000千円
20	地域水田農業支援排水対策特別事業	平成25年度から平成26年度まで	5,000千円
21	経営体育成基盤整備事業	平成25年度から平成26年度まで	876,000千円
22	中山間地域総合整備事業	平成25年度から平成26年度まで	210,000千円
23	基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成25年度から平成26年度まで	60,000千円
24	水質保全対策事業	平成25年度から平成26年度まで	10,000千円
25	ため池等整備事業	平成25年度から平成26年度まで	90,000千円

26	海岸高潮対策事業（農地）	平成25年度から平成26年度まで	30,000千円
27	農村災害対策整備事業	平成25年度から平成26年度まで	25,000千円
28	農用地災害復旧関連区画整理事業	平成25年度から平成26年度まで	1,070,000千円
29	漁業取締船代船建造事業	平成25年度から平成26年度まで	571,000千円
30	農地等災害復旧事業	平成25年度から平成26年度まで	903,000千円
31	海岸保全施設災害復旧事業	平成25年度から平成27年度まで	4,044,000千円
32	道路環境改善事業	平成25年度から平成26年度まで	775,000千円
33	地域連携道路整備事業	平成25年度から平成28年度まで	9,640,000千円
34	三陸高潮対策事業	平成25年度から平成28年度まで	7,990,000千円
35	砂防事業	平成25年度から平成26年度まで	165,000千円
36	地すべり対策事業	平成25年度から平成26年度まで	26,000千円
37	海岸高潮対策事業（河川）	平成25年度から平成27年度まで	7,546,000千円
38	津波危機管理対策緊急事業（河川）	平成25年度から平成26年度まで	95,000千円
39	築川ダム建設事業	平成25年度から平成26年度まで	99,000千円
40	津付ダム建設事業	平成25年度から平成26年度まで	233,000千円
41	緊急地方道路整備事業	平成25年度から平成27年度まで	360,000千円
42	災害公営住宅整備事業	平成25年度から平成26年度まで	11,638,000千円
43	河川等災害復旧事業	平成25年度から平成28年度まで	27,204,000千円
44	港湾災害復旧事業	平成25年度から平成27年度まで	7,770,000千円

45	校地整備事業	平成25年度から平成26年度まで	174,000千円
46	学校施設災害復旧事業	平成25年度から平成27年度まで	2,815,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地区合同庁舎施設等整備	千円 593,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
消防救急無線デジタル化整備事業	114,000	同 上	同 上	同 上
岩手県社会福祉事業団自立化支援施設整備	9,000	同 上	同 上	同 上
障害者支援施設等整備	27,000	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備	705,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備	51,000	同 上	同 上	同 上
療育センター施設整備	55,000	同 上	同 上	同 上
災害援護資金貸付金	999,666	同 上	同 上	同 上
県境不法投棄現場環境再生事業	174,000	同 上	同 上	同 上
石綿健康被害救済制度負担金	10,500	同 上	同 上	同 上
国定公園等施設整備事業	13,000	同 上	同 上	同 上
自然公園施設整備事業	27,000	同 上	同 上	同 上
看護師等養成所施設整備	77,000	同 上	同 上	同 上
草地対策事業	7,000	同 上	同 上	同 上
土地改良事業	3,416,000	同 上	同 上	同 上
農地防災事業	357,000	同 上	同 上	同 上



林道事業	1,096,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	1,050,000	同	上	同	上	同	上
漁業取締船代船建造事業	123,000	同	上	同	上	同	上
漁業指導調査船代船建造事業	398,000	同	上	同	上	同	上
漁港漁場整備事業	419,000	同	上	同	上	同	上
中小企業振興資金特別会計繰出金	22,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう維持事業	7,009,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう新設改良事業	3,342,000	同	上	同	上	同	上
河川改良事業	3,581,000	同	上	同	上	同	上
砂防事業	694,000	同	上	同	上	同	上
水防警報施設整備事業	70,000	同	上	同	上	同	上
河川総合開発事業	1,742,000	同	上	同	上	同	上
港湾建設事業	75,000	同	上	同	上	同	上
広域公園整備事業	98,000	同	上	同	上	同	上
街路事業	369,000	同	上	同	上	同	上
公営住宅建設事業	2,757,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備事業	31,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備	293,000	同	上	同	上	同	上
高等学校校舎等建設事業	138,000	同	上	同	上	同	上

柳之御所遺跡整備調査事業	9,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
柳之御所遺跡土地公有化事業	6,000	同	上	同
農地等災害復旧事業	17,000	同	上	同
海岸保全施設災害復旧事業	9,000	同	上	同
林道災害復旧事業	3,000	同	上	同
治山災害復旧事業	75,000	同	上	同
漁業用施設災害復旧事業	6,000	同	上	同
漁港災害復旧事業	67,000	同	上	同
河川等災害復旧事業	1,666,000	同	上	同
港湾災害復旧事業	25,000	同	上	同
学校施設災害復旧事業	7,000	同	上	同
臨時財政対策債	46,248,000	同	上	同
退職手当債	4,170,000	同	上	同
計	<b>82,250,166</b>			

## 平成 25 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 25 年度岩手県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 301,155 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 10,447
	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,447
2 繰 越 金		85,339
	1 繰 越 金	85,339
3 諸 収 入		205,369
	1 貸 付 金 元 利 収 入	199,205
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	6,163
歳 入 合 計		301,155

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 費		千円 301,155
	1 貸 付 費	284,046
	2 貸 付 事 務 費	17,109
歳 出 合 計		301,155

## 平成 25 年度岩手県農業改良資金等特別会計予算

平成 25 年度岩手県の農業改良資金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 129,627 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 980
	1 一 般 会 計 繰 入 金	980
2 繰 越 金		48,028
	1 繰 越 金	48,028
3 諸 収 入		56,367
	1 貸 付 金 収 入	56,365
	2 雑 入	2
4 県 債		24,252
	1 県 債	24,252
歳 入 合 計		129,627

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 費		千円 59,376
	1 貸 付 費	58,892
	2 業 務 費	484
2 就 農 支 援 資 金 貸 付 費		70,251
	1 貸 付 費	69,752
	2 業 務 費	499
歳 出 合 計		129,627



第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	千円 24,252	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の定めるところによる。	無 利 子	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法の定めるところによる。

## 平成 25 年度岩手県県有林事業特別会計予算

平成 25 年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,667,007 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		千円 205,545
	1 国庫補助金	205,545
2 財産収入		149
	1 財産収入	149
3 繰入金		3,328,747
	1 繰入金	3,328,747
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		132,564
	1 諸収入	132,564
歳入合計		3,667,007

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 3,655,146
	1 県 有 林 事 業 費	3,655,146
2 災 害 復 旧 費		11,861
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	11,861
歳 出 合 計		3,667,007

## 平成 25 年度岩手県林業改善資金特別会計予算

平成 25 年度岩手県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,432,253 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 2,634
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,634
2 繰 越 金		632,001
	1 繰 越 金	632,001
3 諸 収 入		797,618
	1 貸 付 金 元 利 収 入	562,125
	2 雑 入	235,493
歳 入 合 計		1,432,253

歳 出

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 726,128
	1 貸 付 費	723,000
	2 業 務 費	3,128
2 木 材 産 業 等 高 度 化 推 進 資 金 貸 付 費		705,000
	1 貸 付 費	705,000
3 林 業 就 業 促 進 資 金 貸 付 費		1,125
	1 貸 付 費	1,125
歳 出	合 計	1,432,253

# 平成 25 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 25 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 762,441 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 1,678
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,678
2 繰 越 金		695,724
	1 繰 越 金	695,724
3 諸 収 入		65,039
	1 貸 付 金 収 入	65,038
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		762,441

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 762,441
	1 貸 付 費	760,761
	2 業 務 費	1,680
歳 出 合 計		762,441

# 平成 25 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

平成 25 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,208,090 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 52,111
	1 一 般 会 計 繰 入 金	52,111
2 繰 越 金		684,164
	1 繰 越 金	684,164
3 諸 収 入		633,815
	1 貸 付 金 元 利 収 入	632,972
	2 預 金 利 子	835
	3 雑 入	8
4 県 債		2,838,000
	1 県 債	2,838,000
歳 入 合 計		4,208,090

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 4,208,090
	1 貸 付 費	4,188,300
	2 貸 付 事 務 費	19,790
歳 出 合 計		4,208,090

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 2,838,000	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。	年1.3%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。

# 平成 25 年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

平成 25 年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,409 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 1,408
	1 財 産 運 用 収 入	1,408
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,409



歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 1,409
	1 管 理 事 務 費	1,409
歳 出 合 計		1,409

## 平成 25 年度岩手県公債管理特別会計予算

平成 25 年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 220,015,353 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 28,138
	1 財 産 運 用 収 入	28,138
2 繰 入 金		127,517,215
	1 一 般 会 計 繰 入 金	127,183,880
	2 基 金 繰 入 金	333,335
3 県 債		92,470,000
	1 県 債	92,470,000
歳 入 合 計		220,015,353

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 220,015,353
	1 公 債 費	220,015,353
歳 出 合 計		220,015,353

## 平成 25 年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

平成 25 年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,180,352 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 5,180,351
	1 証 紙 収 入	5,180,351
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		5,180,352

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 5,180,352
	1 一 般 会 計 繰 出 金	5,180,352
歳 出 合 計		5,180,352

# 平成 25 年度岩手県流域下水道事業特別会計予算

平成 25 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,986,277 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 4,202,570
	1 負 担 金	4,202,570
2 使 用 料 及 び 手 数 料		261
	1 使 用 料	261
3 国 庫 支 出 金		1,826,900
	1 国 庫 補 助 金	1,826,900
4 繰 入 金		851,411
	1 一 般 会 計 繰 入 金	851,411
5 繰 越 金		1,390,651
	1 繰 越 金	1,390,651
6 諸 収 入		113,484
	1 受 託 事 業 収 入	20,000
	2 雑 入	93,484
7 県 債		601,000
	1 県 債	601,000
歳 入 合 計		8,986,277

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 7,511,996
	1 流域下水道管理費	4,543,327
	2 流域下水道建設費	2,968,669
2 公 債 費		1,474,281
	1 公 債 費	1,474,281
歳 出 合 計		8,986,277

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道建設事業	平成25年度から平成27年度まで	4,405,500千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 601,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

# 平成 25 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

平成 25 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,830,158 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 99,294
	1 使用料	99,294
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		3,168,861
	1 一般会計繰入金	3,168,861
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
6 県債		562,000
	1 県債	562,000
歳 入 合 計		3,830,158

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 2,115,728
	1 港 湾 施 設 整 備 費	2,115,728
2 公 債 費		1,714,430
	1 公 債 費	1,714,430
歳 出 合 計		3,830,158

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 562,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。



## 平成 25 年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	5,035 床
	2 年 間 延 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	1,365,000 人
	(2) 外 来 患 者 数	2,019,000 人
	3 一 日 平 均 患 者 数	
	(1) 入 院 患 者 数	3,741 人
	(2) 外 来 患 者 数	8,275 人
2 資本的収入及び支出	1 病 院 建 築 工 事	
	(1) 高 田 病 院 新 築 工 事	用地取得費及び基本実施設計料他 518,369 千円
	(2) 大 槌 病 院 新 築 工 事	用地取得費及び基本実施設計料他 476,505 千円
	(3) 山 田 病 院 新 築 工 事	用地取得費及び基本実施設計料他 476,505 千円
	(4) 大 東 病 院 増 改 築 工 事	鉄骨造 地上 2 階建 既存配管設備等改修 761,163 千円
	(5) 非 常 用 発 電 設 備 整 備	中央病院他 3 病院自家用発電設備増設 918,043 千円
	2 医 療 器 械	循環器用 X 線透視診断装置等の購入 2,858,689 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病院事業収益	100,175,584千円
第1項	医療収益	86,640,031千円
第2項	医療外収益	13,535,553千円
支 出		
第1款	病院事業費用	98,715,288千円
第1項	医療費用	92,576,980千円
第2項	医療外費用	5,687,713千円
第3項	特別損失	350,595千円
第4項	予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,372,740千円は、過年度分損益勘定留保資金6,372,740千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	13,009,259千円
第1項	企業債	3,902,000千円
第2項	出資金	2,578千円
第3項	負担金	5,431,779千円
第4項	補助金	3,672,902千円
支 出		
第1款	資本的支出	19,381,999千円
第1項	建設改良費	7,632,078千円
第2項	企業債償還金	10,858,621千円
第3項	投資	361,200千円

第4項 開 発 費 530,100 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
高 田 病 院 新 築 工 事	平成 25 年度から平成 26 年度まで	24,609 千円
大 槌 病 院 新 築 工 事	平成 25 年度から平成 26 年度まで	23,417 千円
山 田 病 院 新 築 工 事	平成 25 年度から平成 26 年度まで	23,417 千円
中 部 病 院 増 改 築 工 事	平成 25 年度から平成 26 年度まで	201,619 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建築及び医療器械整備	千円 3,902,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、14,300,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	52,553,084 千円
(2) 交 際 費	1,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、23,676,226千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数 量)
取得する資産	医 療 器 械	循環器用X線透視診断装置	1台
	同 上	超電導磁石式全身用MR装置	1台
	同 上	X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフ	1台
	同 上	生理機能検査データ管理システム	1台
	同 上	透析装置セントラルシステム	1台
	同 上	重要パラメータ付き多目的モニタ	1台
	同 上	検体検査・細菌検査システム	1台

# 平成 25 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	24,775,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	166,182,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	132,223,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,498,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	45,358,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,586,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	31,325,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,247,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,225,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,282,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,275,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	9,507,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	273,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	1,106,000 キロワットアワー
計	521,862,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
胆沢第三発電所建設事業	奥州市地内	702,471 千円	発電所建屋建設工事、水車発電機製作工事等
北上大規模太陽光発電所(仮称)建設事業	北上市地内	354,398 千円	土地購入、発電所建設工事等
計		1,056,869 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 電気事業収益		4,397,080 千円
第1項 営業収益		4,236,353 千円
第2項 財務収益		68,623 千円
第3項 附帯事業収益		82,080 千円
第4項 事業外収益		10,024 千円
支 出		
第1款 電気事業費用		4,002,522 千円
第1項 営業費用		3,788,887 千円
第2項 財務費用		113,614 千円
第3項 附帯事業費用		75,194 千円
第4項 事業外費用		19,827 千円
第5項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資償還収入 2,000,000 千円及び投資 501,000 千円を除く。）に対し不足する額 1,723,083 千円は、過年度分損益勘定留保資金 654,975 千円、減債積立金 211,647 千円、建設改良積立金

354,398千円、中小水力発電開発改良積立金348,746千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金34,226千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,091千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,187,694千円
第1項 補助金	200,250千円
第2項 負担金	23,246千円
第3項 長期貸付金償還金	954,198千円
第4項 投資償還収入	2,010,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,411,777千円
第1項 建設費	1,056,869千円
第2項 改良費	1,310,511千円
第3項 電源開発費	157,439千円
第4項 企業債償還金	360,695千円
第5項 投資	501,000千円
第6項 繰出金	20,263千円
第7項 予備費	5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
北上大規模太陽光発電所 (仮称)建設工事	平成25年度から平成26年度まで	219,000千円
仙人発電所1・2号調速 機盤改良他工事	平成25年度から平成26年度まで	529,000千円
四十四田発電所水車発電 機分解点検補修他工事	平成25年度から平成26年度まで	818,000千円

滝発電所遠方監視制御装置更新工事	平成 25 年度から平成 26 年度まで	31,000 千円
高森高原風力発電所（仮称）環境影響評価業務委託	平成 25 年度から平成 27 年度まで	83,000 千円

（一時借入金）

第 6 条 一時借入金の限度額は、40,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1） 営業費用と附帯事業費用
- （2） 営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1） 職 員 給 与 費 1,080,160 千円
- （2） 交 際 費 305 千円



# 平成 25 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 25 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18 事 業 所
年 間 総 給 水 量	15,490,235 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	7,263,500 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	42,439 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	19,900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	998,363 千円
第 1 項 営 業 収 益	995,898 千円
第 2 項 財 務 収 益	1,483 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	982 千円

## 支 出

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	886,820 千円
第 1 項 営 業 費 用	800,822 千円
第 2 項 財 務 費 用	81,911 千円
第 3 項 事 業 外 費 用	3,587 千円
第 4 項 予 備 費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 658,447 千円は、過年度分損益勘定留保資金 555,404 千円、減債積立金 76,707 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,336 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	557,100 千円
第1項 企業債	557,100 千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,215,547 千円
第1項 改良費	557,430 千円
第2項 企業債償還金	402,919 千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	255,198 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
第一北上中部工業用水道遠方監視制御装置等機能増設工事	平成25年度から平成26年度まで	27,000 千円
北上中部工業用水道ろ過施設電気設備等更新工事	平成25年度から平成26年度まで	122,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	557,100 千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、558,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	100,663 千円
(2) 交 際 費	50 千円